

○経済産業省告示第三十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

経済産業大臣 西村 康徳

石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則等の一部を改正する告示  
（石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則の一部改正）

第一条 石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則（昭和五十三年通商産業省告示第四百三十四号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後	改 正 前
2	〔略〕	<p>（交付金の交付の申請）</p> <p>第九条 交付金の交付を申請しようとする都道府県は、毎年四月一日から五月三十一日まで又は十月一日から十月三十一日までの間に、直接交付事業及び間接交付事業ごとに、様式第一による申請書に様式第二による説明書を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。</p>	<p>（交付金の交付の申請）</p> <p>第九条 交付金の交付を申請しようとする都道府県は、毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日までの間に、直接交付事業及び間接交付事業ごとに、様式第一による申請書に様式第二による説明書を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。			

第二條 石油貯蔵施設立地対策等交付金事務等交付金交付規則の一部改正  
 (石油貯蔵施設立地対策等交付金事務等交付金交付規則の一部改正)  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後	改 正 前
2	〔略〕	<p><b>第一條</b> 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百二十四号。以下「令」という。)第五十條第四項第八号に定める石油貯蔵施設設置が予定されている地点の周辺の地域の住民に対する石油の備蓄に関する知識の普及に要する費用に充てるための交付金(以下「広報対策交付金」という。)及び同項第九号に定める令第五十條第二項第二号に定める交付金の交付に要する事務費に充てるための交付金(以下「交付金事務交付金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)によるほか、この規則に定めるところによる。</p> <p>(交付金の交付の申請)</p> <p><b>第六條</b> 広報対策交付金又は交付金事務交付金(以下「交付金」という。)の交付の申請をしようとする都道府県は、毎年四月一日から五月三十一日まで又は十月一日から十月三十一日までの間に、様式第二による申請書に様式第三による説明書を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。</p>	<p><b>第一條</b> 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百二十四号。以下「令」という。)第五十條第四項第四号に定める石油貯蔵施設設置が予定されている地点の周辺の地域の住民に対する石油の備蓄に関する知識の普及に要する費用に充てるための交付金(以下「広報対策交付金」という。)及び同項第五号に定める令第五十條第二項第二号に定める交付金の交付に要する事務費に充てるための交付金(以下「交付金事務交付金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)によるほか、この規則に定めるところによる。</p> <p>(交付金の交付の申請)</p> <p><b>第六條</b> 広報対策交付金又は交付金事務交付金(以下「交付金」という。)の交付の申請をしようとする都道府県は、毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日までの間に、様式第二による申請書に様式第三による説明書を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。